

公告

- 次のとおり落札者を決定しました。
- 令和7年9月25日
- 長野県工科短期大学校長 半田志郎
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

CAD／CAMシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県工科短期大学校

(2) 所在地 上田市下之郷813－8

3 落札者を決定した日

令和7年8月25日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名 称 JA三井リース株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市南千歳1－12－7 新正和ビル

5 落札金額

1か月当たりの賃借額 1,745,766円

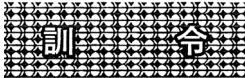
6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和7年7月3日

産業人材育成課



長野県訓令第13号

本庁内部部局
現 地 機 関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行します。

令和7年9月25日

長野県知事 阿部守一

第31条の4第1項中「承認を請求」を「承認の請求、同法第19条第2項の規定による申出又は同条第3項の規定による変更を」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条第3項中「された」を「された地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」に改める。

様式第13号の6を次のとおり改める。

(様式第13号の 6) (第31条の 4 関係)

(第 1 面)

部 分 休 業 簿

申 出 対 象 期 間	年 度			
所 属				
職 名 ・ 氏 名				
請 求 に 係 る 子	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日			
申 出	申 出 月 日	申 出 の 内 容 (①又は②を記入)	※申出の内容 (変更後の内容も共通) ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 (第 1 号部分休業) ②年10日相当を超えない範囲内 (第 2 号 部分休業)	
	月 日			
変 更 (第 1 回 目)	変 更 月 日	変 更 後 の 内 容 (①又は②を記入)	変 更 が 必 要 な 事 情	決 裁
	月 日			
変 更 (第 2 回 目)	変 更 月 日	変 更 後 の 内 容 (①又は②を記入)	変 更 が 必 要 な 事 情	決 裁
	月 日			
備 考				

(備考) 1 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証する書類を添付すること (当該子について既に育児休業の承認を受けたことがある場合は、添付する必要がないこと)。
2 第 1 号部分休業の承認の請求の場合は第 2 面、第 2 号部分休業の承認の請求の場合は第 3 面を用いること。

第1号部分休業の承認の請求の場合

_____年度

整理 番号	部分休業の承認の請求をする期間			請求月日	決 裁	備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間			
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		

(第 3 面)

第 2 号部分休業の承認の請求の場合

_____年度

整理 番号	第 2 号部分休業の時間数						時間	分
	部分休業の承認の請求を する期間		請求時間数	残時間数	請求月日	決 裁	備 考	
	月 日	時 間						
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			

人 事 課